住宅取得・空き家利活用に関する助成制度を紹介します

市では、「日立市に住みたい・住み続けたい」とお考えの子育て世帯などを対象とした住宅取得の支援や、空き家の利活用を図るための解体・リフォーム費用の補助などを実施しています。ぜひ、ご活用ください。

問合せ　都市政策課住政策推進室　内線436

申請受付期間

令和3年3月15日(月)まで

＊助成制度の詳細は、市のホームページをご覧になるか、問い合わせてください。

子育て世帯の方への助成

ひたち子育て応援マイホーム取得助成

最大51万5千円

対象　市内で住宅を新築、購入、増改築した子育て世帯（中学生までのお子さんがいる世帯）

＊マンション、中古住宅も対象になります。

助成内容　基本助成＝20万円

加算助成（下表のとおり）

種類	加算額	主な要件
同居加算	10万円	親世帯と同居すること
近居加算	5万円	親世帯と近居すること
転入加算	20万円	住宅取得などをきっかけとして、日立市に転入すること
水道基本料金1年間相当分加算	1万5千円	市企業局の水道を使用すること

＊併せて、災害への備蓄用として、ペットボトル「ひたちの水」1ケース（24本）を贈呈します。

対象となる主な要件

- 原則、平成31年4月1日以降に住宅の取得に関する契約（建築請負契約または不動産売買契約）を書面で締結していること（ただし、相続や贈与、リフォームは対象外）
- 令和3年3月31日までに、取得した住宅の所有権保存（移転）登記を完了し、取得した住宅に住民登録すること
- 市税などの滞納がないこと

助成を受けた方の声

「助成金を受けられることが日立市に定住するきっかけとなりました」

ひたちＢＲＴ沿線で宅地開発事業を行う方への補助

ひたちBRT沿線良好宅地整備促進事業補助　拡充

対象となる主な要件　ひたちＢＲＴ沿線（常磐線大甕駅、常陸多賀駅を中心とした半径1㎞の区域、ひたちＢＲＴの各停留所を中心とした半径500ｍの区域）で、開発行為により次の住宅区画を分譲すること

- 4区画以上であること
- 全区画が180㎡以上であること
- 200㎡以上の区画数が全区画数の半数以上であること

補助内容　200㎡以上の宅地1区画につき40万円　最大400万円（10区画分）

子育て・若年夫婦世帯の方への助成

最大 34 万円

山側住宅団地住み替え促進 家賃助成

対象　山側住宅団地内で戸建住宅を賃借した子育て世帯または若年夫婦世帯

助成内容

- １年分の家賃相当最大 24 万円を交付します。
  ＊月額家賃の２分の１（上限２万円）× 12 か月
- 交通支援 10 万円を交付します。

対象となる主な要件

- 平成 31 年４月１日以降に賃貸借契約を締結して１年以上居住すること
- 賃借する住宅が親の所有でないこと
- 市税などの滞納がないこと

最大 101 万５千円

山側住宅団地住み替え促進 マイホーム取得助成

対象　山側住宅団地内で住宅を新築、購入、増改築した子育て世帯（中学生までのお子さんがいる世帯）または若年夫婦世帯（夫婦いずれかが 40 歳未満）

対象となる山側住宅団地（12 団地）

高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道ヶ丘、みかの原

助成内容　基本助成＝ 50 万円　加算助成＝ひたち子育て応援マイホーム取得助成と同じ種類の加算のほか、住宅ローン利子分を最大 20 万円加算　＊住宅・リフォームローン１年分の利子が対象

対象となる主な要件　ひたち子育て応援マイホーム取得助成と同様

助成を受けた方の声

「海が見えて景色がよい山側住宅団地の中古住宅を購入しました。助成金はリフォーム費用に充てます」

空き家の解体・リフォームをした方への補助

最大 30 万円

空き家解体補助

対象となる主な要件　旧耐震基準（昭和 56 年５月 31 日以前の建築確認）の空き家で、次のいずれかを満たす解体

- 空き家を解体して跡地を売却または賃貸などをした場合
- 空き家の敷地を取得または賃借などをした後に空き家を解体した場合
- 空き家を解体して跡地を公共的利用に供した場合（要事前相談）

最大 30 万円

空き家利活用リフォーム補助

対象となる主な要件　新耐震基準（昭和 56 年６月１日以降の建築確認）の空き家で、次のいずれかを満たすリフォーム

- 空き家をリフォーム後に売却または賃貸などをした場合
- 空き家を取得または賃借などをした後にリフォームした場合
- 空き家をリフォームして、地域の活性化のための「まちづくりの活動拠点」として利用した場合（要事前相談）

補助金を受けた方の声

「空き家を解体するかどうか迷っていましたが、補助金制度が背中を押してくれました」

【空き家解体補助・利活用リフォーム補助の共通要件】

- 対象となる空き家は、１年以上居住の用に供されていないまたは所有者などが亡くなった後、居住の用に供されていない戸建住宅か併用住宅で、居住部分の床面積が 50 ㎡以上であること
- 平成 31 年４月１日以降に解体工事またはリフォーム工事の請負契約をしたもので、工事費が 50 万円以上であること
- 補助金は、対象工事費の３分の１を乗じた額（上限は 30 万円）
- 日立市内の事業者が行う工事であること

補助金を受けた方の声

「水回りのリフォームを行い、きれいになって良かったです」